新宿中央公園　維持管理基準表

資料3

①基本管理

分類	作業項目	業務内容	標準作業回数	数量	単位
巡視・点検	日常巡視	・午前・午後各1回程度、全園を複数名で巡回・点検すること。いずれか1回は徒歩で行うものとする。 ・公園利用者が安全かつ快適に利用できるよう、不適正利用者への指導・誘導等を適切に行うこと。	通年／毎日／午前・午後		
	不法行為等の注意	・来場者の安全確保及び園内施設の保全・安全確保等については、体制を整備し適切に実施すること。園内のパトロールを毎日12回以上行うこと。 ・イベント等開催時は適切な対応を行うこと。また、夜間の施設保全・警備についても事故の防止を図ること。 ・警備時間は24時間体制（2交代制）とし、昼間は8時30分～17時、夜間は17時～8時30分とする。深夜の待機（仮眠）時間帯も1名は電話番を行い、緊急事態等に備えること。 ・配置要員は、昼間、夜間とも4名以上とし、うち1名を警備責任者として昼間、夜間とも配置すること。 ・警備実施にあたっては、警備計画を策定し、効果的に業務を遂行すること。警備の間は制服を着用して警備保安業務の遂行にあたり、業務中は身分証明書を携帯すること。、 ・年度当初に警備員名簿を提出し、例月の警備予定表（勤務予定名簿）は前月末までに提出すること。 ・警備員の区分は、国土交通省による建築保全業務技術者区分による。 ・昼間、夜間とも、1名は「警備員B」以上のランクとし、他は「警備員C」以上を3名以上配置する。うち1名を席に者とする。 ・警備員は、公園等公共施設の警備を行うに足る能力と野外の徒歩巡回に耐える体力を持つ者であること。 ・業務内容は以下のとおりとする。 ｉ．徒歩での巡回により利用者等の不法行為等を注意するとともに、不審物等がないか目視により確認する。緊急連絡時は自転車を使用すること。	通年／毎日 昼間　8時30分～17時 夜間　17時～8時30分	―	

	不法行為等の注意	ⅱ．園内の喫煙は、水の広場の吸い殻入れ周辺でのみ認めている。その他の場所で喫煙している利用者には、喫煙場所の案内を行うこと。 ⅲ．園内で事故等が発生した際には、速やかに応急措置をとるとともに、あらかじめ定めた緊急連絡体制により指定管理者をはじめとした関係機関に連絡を取ること。 ⅳ．警備責任者は、それぞれの交代時間において連絡・報告事項等の引継を正確に行い、遺漏がないように指定管理者へ報告すること。			
門扉開閉	ビオトープエリア	・一般開放の時間に合わせ、門扉の開閉を行う。	一般開放 毎週水～日（月・火は閉鎖） 4月～10月　9時～17時 11月～3月　9時～16時	2	箇所
占用者対応	腕章貸与	・区みどり公園課が許可した公園の占用をする者（「公園占用許可書」を持参し公園内で撮影等をする者）に対し、腕章を貸与すること。	随時	―	
ランチコーナーの開放	区民の森ランチコーナーの開放	・ランチコーナーの椅子を配置し、テーブルと併せて清掃の上、開放すること。また開放時間後は清掃及び後片付けを行い、チェーンで閉鎖すること。	通年／毎日 11時～15時 （雨天日を除く）	1	箇所
清掃	園地清掃				
	園路広場	・園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように管理すること。 ・アスファルト舗装・ダスト舗装・コンクリート舗装及び階段の紙くず・空き缶等のごみ、落葉、犬猫の糞等を取りこぼしのないよう、可能な限りかき集め回収すること。落ち葉の時期は適宜ブロアー等を使用し、きれいに保つこと。 ・くず入れ及び吸い殻入れの中のごみを、可能な限りかき集め回収すること。	通年／毎日	27,248	㎡
	植込地	・植込地の紙くず・空き缶等のごみ、犬猫の糞等の回収をすること。特に、低木に引っ掛かっている空き缶等も残らず回収すること。その際に低木を傷めないよう細心の注意を払うこと。	4回／月	21,653	㎡

芝生広場	・芝生地の紙くず・空き缶等のごみ、犬猫の糞等をかき集めて回収すること。特に、吸い殻、缶ジュースのふた等も取りこぼしのないように集めること。	2回／月	8,250	㎡
のり面等	・公園外周部ののり面及び園内の傾斜地の紙くず・空き缶等のごみを回収すること。特に、低木や地被植物に引っ掛かっている空き缶等も残らず回収すること。	2回／月	22,109	㎡
便所清掃（日常） ※1日2回行う箇所	・1日2回、原則として雨天でも実施すること。ただし、暴風雨等の場合を除く。 ・作業内容は以下のとおりとする。 ①紙くず、タバコの吸い殻の取り捨て。 ②手の届く範囲の内壁、柱などのホコリとり。 ③洗剤や薬品を用いた大便器・小便器の洗浄。 ④汚物の処理。 ⑤床面の掃き掃除と乾拭き掃除。汚れが落ちない場合は水拭き掃除とし、水拭き後はフロアスクィーザー等により十分に水切りすること。 ⑥扉、仕切り板、窓、物置棚の拭き掃除。 ⑦手の届く高さまでの内壁の拭き掃除。 ⑧手洗いの洗浄。 ⑨建物外回りの掃き掃除（周辺50cm程度）。 ⑩鏡磨き。 ・排水管の簡易なつまりはブランジャーで直ちに直すこと。	2回／日	6	箇所
便所清掃（日常） ※1日1回行う箇所	・1日1回、原則として雨天でも実施すること。ただし、暴風雨等の場合を除く。 ・作業内容は便所清掃（日常・2回／日）と同様とする。	1回／日	1	箇所
便所清掃（定期）	・1月に1回、日常清掃で行き届きにくい箇所の清掃を行うこと。 ・作業内容は以下のとおりとする。 ①手の届かない上部の内壁、天井などのホコリとり。タイル部分は水拭きすること。 ②ガラス窓の水拭き及び桟のホコリとり。 ③灯具の清掃。蛍光灯のカバーは取り外して水洗い等を行い、乾拭きした上で再び取り付けること。 ④外壁のホコリとり。	1回／月	7	箇所

	トイレットペーパー設置	・ちびっ子広場便所6ブース×15個／日を目安に設置すること。 ・トイレットペーパーは130m巻を基準とすること。 ・トイレットペーパーを梱包す段ボール箱や包装紙等は適切に処分すること。	1回／日	1	箇所
	再資源化作業	・清掃等により発生したゴミのうち、ビン・缶類、可燃物及び不燃物については分別を行い適切に処分すること。	1回／日	―	
	滝・池清掃	・清掃に先立ち、池の完全な排水を行うこと。 ・滝の壁面及び池の底は、ごみ、落葉、土砂をすべて取り除き、高圧洗浄車により洗浄すること。	1回／2月	941	㎡
	ピット清掃	・ピット内のごみ、落葉、土砂を汚泥吸排車によりすべて搬出すること。 ・ピット内の底及び壁面は高圧洗浄車により洗浄すること。	1回／6月	409	㎡
	平和の鐘（全体）	①全体清掃 ・全体清掃は、ステンレス製柱の全体の汚れを落とし、拭き掃除により磨くこと。 ・鐘（ブロンズ製）の汚れを落とし、磨くこと。 ・リフト車を用いる場合や足場を仮設する際には、公園利用者に対して安全対策に万全を期すこと。 ②点検・注油 ・鐘を吊り下げているボルト、ナット類の緩みを点検し、増し締めを行うこと。 ・鐘内部の回転軸等にグリースを注入すること。また、電磁コイル等についても点検し、動作確認を行うこと。	1回／年	1	箇所
臨時清掃			随時	1	式

除草	手刈り除草	・手刈り除草は、雑草をカマ等を用いて人力により行う。地表際で刈り取ること。 ・草丈60㎝内外で均一に生えている状態を基準とすること。 ・作業範囲内にある、石、あき缶等の障害物は、あらかじめ取り除くこと。 ・樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら・刈り残し等のないよう均一に刈込むこと。 ・樹木、株物、施設等の周辺も刈り残しのないよう、また、それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去すること。 ・刈草は、場外搬出処分とし、刈跡は、きれいに清掃し、原則として枯枝・落葉等も片付けること。	年4回	11,000	㎡

②植栽管理

分類	作業項目	業務内容	標準作業回数	数量	単位
高木管理	一般的事項	・修景木及び生長の早い大木は適切な時期に手入れを行い、維持保全に努めること。 ・高木の植栽密度の基準は以下を基準とすること。 芝生広場は1本／300㎡。区民の森、富士見台、区民ギャラリー周辺は1本／150㎡。外周斜面、水の広場周辺斜面、白糸の滝周辺は、1本／200㎡。 ・枝下は以下の基準で確保すること。 平坦地及び緩やかな斜面は5m以上。斜面は生育を妨げない範囲でできるだけ確保。 ・常緑樹は見通し確保のため原則間引くこと。 ・花木は群植し、死角を減らすこと。 ・ケヤキや地域ゆかりの樹木については、樹木本来の樹形となるように育成すること。 ・樹木の列植と間隔は、仕上がりの樹形・樹冠幅を考慮すること。		約2,150	本

剪定（常緑樹・落葉樹）	・樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする場合を除き、自然形に仕立てること。 ・剪定は、樹木の美観、生育及び、緑陰・防風・防火等の機能を考慮にいれて、樹形の骨格を作り、樹冠の整正、病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的に行うこと。 ・剪定は、樹種、形状及びせん定の種類に応じて最も適切な方法により行うこと。 ・剪定した枝葉は、まとめて速やかに処分すると共に樹木周辺に落ちた枝葉についても処分すること。 ・太枝の切断面には、必要に応じて防腐処理を施すこと。また、サクラ等の生理的に腐れの入りやすい樹種の場合には、中・小枝の切断面であっても防腐処理を施すこと。 ・花木においては、花芽の分化期及びせん定箇所に留意すること。 ・枯枝、平行枝、徒長枝等、樹木の生育上好ましくないものについては、樹木本来の形、枝張りのバランスを考慮しつつ、切除すること。	2回／年		
剪定（常緑樹・落葉樹）	・古枝の先端部分が大きなこぶとなっているもの、または割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝・新芽をみつけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝に切り返すこと。				
支障枝剪定	・樹木が他の施設に支障をきたす場合には、樹木の枝の一部をせん定すること。	通年			
病虫害防除（防除）	・密生した枝等の除去による病害虫の予防、病虫害を最低限とするための早期発見に努めること。 ・捕殺、幼虫等が集団で生活している枝の剪定などを行い、農薬の使用は極力控えること。 ・農薬を散布する場合は、使用安全基準や使用方法を厳守し、人畜の安全及び対象植物の薬害に十分注意すること。 ・農薬を散布する場合は、防除予定を散布地の近接住民等に周知するとともに、人通りの少ない時間帯を選んで散布すること。	通年			
土壌改良	・必要に応じて行うこと。	通年			

臨時処置	・伐採材及び伐根材については、公共又は民間の再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進を図ることとし、最終処分場への搬出及び野焼きは行ってはならない。 ・剪定等により発生した枝葉は、チップ化・堆肥化・生物生息のための多孔質環境づくりの仕掛け等に有効利用すること。				
マルチング	・必要に応じて行うこと。	通年			
支柱交換		随時			
補植		随時			
灌水	・樹木が枯損することのないように灌水を行うこと。 ・潅水は、天候及び土壌状態に注意し、無駄なくしかも時期を逸しないように行うこと。 ・潅水は、植物を痛めないように丁寧に行い、根に充分水がいきわたるように浸透させること。	随時			
枯損木の処理	・枯損木や枯枝の早期発見と除去に努めること。 ・枯損木撤去の作業を行う場合は、抜根跡は埋戻すこと。 ・枯損木処理の作業を行う場合は、樹木伐採後の切株はできるだけ地際より処置し、伐採した樹木は枝払いし、安全な長さに切断した後、速やかに搬出し処分すること。また、跡地の清掃は徹底すること。 ・吊切り作業を行う場合は、太枝や幹をワイヤーロープ等でしっかりと固定し、バランスを崩さないように吊り下げながら、上方より順に切り落としていくこと。	通年			

		台風、緊急対応等	・公園敷地外に倒れた樹木は、交通や隣地への支障とならない程度まで引き起こし仮支柱等に、縄・ワイヤーロープ等で固定すること。この時に樹木の表面が傷つかないように保護すること。 ・樹冠の枝は、基本せん定を行った状態まで払ってから、引き起こすこと。 ・引き起こし前に、根が充分に埋め戻せるよう倒れた反対側の土を掘り下げておくこと。 ・地上に抜き出された根は、掘り下げた植穴に入るよう切り詰め、よじれ折れた根、割れた根等はその部分を切除、もしくは切り直しするものとする。この際、使用する道具はよく消毒されたものを使用する。 ・引き起こしを終えたら、細かく砕き瓦礫等を除いた掘り上げ土を根回りに入れて埋め戻し、充分にかん水すること。 ・骨格枝の折れた部分は、切返しせん定をするか堅く縄で結束すること。	随時		
植込地管理					約19,400	㎡
	剪定（常緑樹・落葉樹）		・高木又は中低木の管理に準ずる。	2回／年		
	支障枝剪定			通年		
	病虫害防除（防除）			通年		
	土壌改良			通年		
	臨時処置					
		マルチング		通年		
		支柱交換	・高木又は中低木の管理に準ずる。	随時		
		補植		随時		
		灌水	・潅水は、天候及び土壌状態に注意し、無駄なくしかも時期を逸しないように行うこと。 ・潅水は、植物を痛めないように丁寧に行い、根に充分水がいきわたるように浸透させること。	随時		
		枯損木の処理	・枯損木や枯枝の早期発見と除去に努めること。枯損木については指定管理者の責任において補植を速やかに行うこと。但し、天災、災害が原因の場合は本区と相談すること。	通年		

	台風、緊急対応等	・公園敷地外に倒れた樹木は、交通や隣地への支障とならない程度まで引き起こし仮支柱等に縄・ワイヤーロープ等で固定すること。 ・倒木のおそれのある樹木や落下のおそれのある枝等は、速やかに処理を行い、公園利用者の安全を確保すること。	随時		
中低木管理	一般的事項	・中木は、適宜整枝選定を行い枯れ枝の除去や樹形の整正を行うこと。 ・低木は、樹木ごとの性質を踏まえ、全体としての樹形を考慮しつつ刈り込みを行うこと。 ・常緑樹は見通し確保のため、原則間引くこと。 ・花木は群植し、死角を減らすこと。 ・低木の高さは、0．5m内外とすること。		約32,000	本
	剪定（常緑樹・落葉樹）	・低木は、刈地原形を充分に考慮しつつ、樹種・形状に応じて最も適切な方法で行うこと。 ・刈り取った枝葉は、速やかに整理、処分すると共に周辺の清掃を行うこと。特に樹冠内に枝葉が残らないようにすること。 ・樹木の特性に応じて切り詰め・中すかし・枯枝の除去などを行うこと。	2回／年		
	支障枝剪定		通年		
	病虫害防除（防除）	・密生した枝等の除去による病害虫の予防、病虫害を最低限とするための早期発見に努めること。 ・捕殺、幼虫等が集団で生活している枝の剪定などを行い、農薬の使用は極力控えること。 ・農薬を散布する場合は、使用安全基準や使用方法を厳守し、人畜の安全及び対象植物の薬害に十分注意すること。 ・農薬を散布する場合は、防除予定を散布地の近接住民等に周知するとともに、人通りの少ない時間帯を選んで散布すること。	通年		
	土壌改良	・必要に応じて行うこと。	通年		
	臨時処置		随時		
	マルチング		通年		

	支柱交換		随時		
	補植		随時		
	灌水	・樹木が枯損することのないように灌水を行うこと。	随時		
	枯損木の処理	・枯損木や枯枝の早期発見と除去に努めること。 ・枯損木については、指定管理者の責任において補植を速やかに行うこと。ただし、天災及び災害が原因の場合はこの限りではない。	通年		
	台風、緊急対応等	・倒木のおそれのある樹木や落下のおそれのある枝等は、速やかに処理を行い、公園利用者の安全を確保すること。	随時		
株物管理	一般的事項	・刈込みを行う場合は、一定の樹形になるよう整正すること。		約12,000	㎡
	刈込み	・刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、面的に整形すること。 ・植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝返しを行うこと。	随時		
	支障枝剪定		通年		
	病虫害防除(防除)		通年		
	土壌改良		通年		
	臨時処置				
	マルチング		通年		
	支柱交換		随時		
	補植		随時		
	灌水		随時		
	枯損木の処理		通年		
	台風、緊急対応等		随時		
草花管理		・林床については耐陰性ある樹種を選定すること。 ・地被(芝生、タマリュウ等)の植付は、植付場所のかき均し・整正を行った後、地被材料を植付け、株押さえ、灌水等の作業を行う。 ・園内にある地植花壇や鉢植え花壇等において、適宜創意工夫にあふれた花壇の植え替えを行い、常に来園者に新鮮さを感じさせるようにすること。 ・材料は、葉・根部とともに乾燥・すれ・病害虫・傷のないもの		44	㎡
	土壌改良・客土		随時		
	植込み		随時		

	施肥	を使用すること。 ・花壇の美観上、株の衰弱防止及び病虫害予防の上から、開花し終わった花の残がいは、速やかに手で除去すること。	随時		
	抜き取り除草		随時		
	灌水（手まき）		随時		
草地管理	芝刈り	・芝生地内にある石や空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除くこと。 ・芝生地内にある樹木及び施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら・刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。 ・縁切りは、対象灌木・施設等にほふく茎が侵入しないよう、灌木の樹冠又は施設から10cm内外の離れた位置で垂直に切り込むこと。 ・刈り取った芝等は速やかに搬出し、適切に処分するとともに、刈り跡はきれいにすること。	5～6回／年	約7,950	㎡
バラ管理		・バラの剪定は、開花を目的として行うこと。 ・必要に応じ、摘蕾や摘実を行うこと。 ・有機物肥料を施すこと。 ・バラのコンパニオンプランツを植栽すること。	通年		
バックヤード管理		・整理整頓を心がけ、清潔に保つこと。	通年		

③施設管理

分類	作業項目	業務内容	標準作業回数	数量	単位
園路広場	園路	・不陸や陥没がないよう、注意すること。点検を行い、不陸等が見つかった場合は、早急にダスト等を追加し転圧する等の適切な対応を行うこと。		約21,000	㎡
	巡回・点検		通年／毎日		
	補修		随時		
園路広場	広場	・不陸や陥没がないよう、注意すること。点検を行い、不陸等が見つかった場合は、早急にダスト等を追加し転圧する等の適切な対応を行うこと。		約16,100	㎡
	巡回・点検		通年／毎日		
	補修		随時		
	階段			約380	㎡
	巡回・点検	・踏面がすりへったり沈下していないか点検すること。 ・手すりの破損やぐらつき、塗装の剥離を点検し、異常が	通年／毎日		

	補修	あった場合は補修すること。	随時		
休養施設	六角堂			1	基
	巡回・点検	・破損、亀裂、倒れ、ぐらつきがないか点検し、異常があった場合は区担当職員に報告すること。	通年／毎日		
	補修		随時		
	パーゴラ			5	基
	巡回・点検	・破損、亀裂、倒れ、ぐらつき、腐蝕、塗装の剥離を点検し、異常があった場合は補修すること。	通年／毎日		
	補修		随時		
	ベンチ			74	基
	巡回・点検	・破損、腐蝕、塗装、ぐらつき、汚れがないか点検し、異常があった場合は補修すること。 ・特に座面の汚れに注意し、適宜交換すること。	通年／毎日		
	補修		随時		
修景施設	花時計	・適宜創意工夫にあふれた花壇の植え替えを行い、常に来園者に新鮮さを感じさせるようにすること。 ・材料は、葉・根部とともに乾燥・むれ・病害虫・傷のないものを使用すること。		1	箇所
	巡回・点検	・花壇の美観上、株の衰弱防止及び病虫害予防の上から、開花し終わった花の残がいは、速やかに手で除去すること。	通年／毎日		
	花管理		随時		
遊戯施設	遊具			11	基
	巡回・点検	・以下の点に注意して点検を行うこと。 ①部材に亀裂、劣化、ぐらつき、変形、摩耗、ネジなどの緩みがないか。 ②遊具の周辺に石やコンクリートがないか。 ③コンクリート基礎が露出していないか。 ④塗装が剥離していないか。 ・点検後、必要に応じて補修を行うこと。	通年／毎日		
	定期点検		2回／年		
遊戯施設	補修		随時		
	塗装		随時		
	臨時処理		随時		
	複合遊具			2	基
	巡回・点検	・以下の点に注意して点検を行うこと。 ①部材に亀裂、劣化、ぐらつき、変形、摩耗、ネジなどの緩	通年／毎日		

		定期点検	③部材に亀裂、劣化、ぐらつき、変形、摩耗、ネジなどの緩みがないか。 ②遊具の周辺に石やコンクリートがないか。 ③コンクリート基礎が露出していないか。 ④塗装が剥離していないか。 ・点検後、必要に応じて補修を行うこと。	2回／年		
		補修		随時		
		塗装		随時		
		臨時処理		随時		
	健康器具				7	基
		巡回・点検	・以下の点に注意して点検を行うこと。 ①部材に亀裂、劣化、ぐらつき、変形、摩耗、ネジなどの緩みがないか。 ②遊具の周辺に石やコンクリートがないか。 ③コンクリート基礎が露出していないか。 ④塗装が剥離していないか。 ・点検後、必要に応じて補修を行うこと。	通年／毎日		
		定期点検		2回／年		
		補修		随時		
		塗装		随時		
		臨時処理		随時		
	砂場				2	箇所
		巡回・点検	・砂の減少、排水不良、危険物やごみの混入がないか点検すること。 ・砂が減少している場合は、補充すること。 ・危険物やごみ、犬猫の糞等は速やかに取り除くこと。 ・固く締まっている場合は、ふるいをかけること。	通年／毎日		
		補修		随時		
		臨時処理		随時		
	ちびっ子広場					
遊戯施設		巡回・点検	・利用者が安全かつ快適に利用できるよう、不適正利用者への指導・誘導等を適切に行うこと。 ・「点検リスト」を作成し、3か月に1回以上の定期点検を実施すること。また、構造部材など重要な箇所については、より精度の高い専門点検を実施するものとする。 ・異常個所が発見された場合は速やかに補修、改修等の対応をとること。また、補修記録を作成し、本区に提出すること。 ・基礎部、木部、鉄部、ネット、ロープ、ワイヤー類等について、利用状況や耐用年数等に応じた補修、改修を実施すること。	通年／毎日		

		ちびっ子広場管理 ※平日 ※指定時間帯は1名以上配置	・ちびっ子広場とジャブジャブ池の「ちびっ子専用エリア」は、9時30分～11時30分、13時30分～16時の指定時間帯は中学生以下の子どもとその保護者専用の広場とする。 ・専用エリアを明示し、専用エリア利用者以外の利用を禁止するため、各2回／日の指定時刻にエリアチェーンの開閉を行う。 ・開閉作業を行う際は、専用エリア及び周辺の利用者に占用時間帯の周知を行うこと。 ・ジャブジャブ池内で利用できる三輪車の貸し出し及び返却事務を行う。 ・遊具の貸し出しを希望する利用者には、受付簿に必要事項を記入させること。また、利用が終了し返却がなされた際に職員が確認を行うこと。 ・広場の安全な利用を促進するため、専用エリア内を巡回し、点検、不正利用者への注意、緊急事項及び異常を発見した場合の迅速な対応を行うこと。 ・巡回時や混雑時等の状況により、増員できるような体制を整えておくこと	※平成28年度 243日		
		ちびっ子広場管理 ※土曜日、日曜日及び祝日 ※指定時間帯は2名以上配置		※平成28年度 123日		
運動施設	多目的運動広場				6,000	㎡
		巡回・点検	・禁止されているスポーツ(野球、キャッチボール、ソフトボール、サッカー、ゴルフ、ラグビー、テニス、サイクリング等)を行っている利用者に対して、適切な指導を行うこと。	通年・毎日		
		フットサル施設の管理運営	・業務仕様書に基づき、フットサル施設利用者の団体登録、利用承認、料金収受等の管理運営を行うこと。 ・コート及び管理棟内の清掃を実施し、清潔に保つこと。	随時		
教養施設	史跡碑、銅像、モニュメント				14	基
		巡回・点検		通年／毎日		
		補修	・適切に管理し、汚損が見つかった場合は清掃すること。	随時		
		清掃		随時		
		臨時処理		随時		
	平和の鐘				1	基
		巡回・点検	①基本管理を参照	通年／毎日		
		補修		随時		

		清掃		随時		
		臨時処理		随時		
	ビオトープ				1	箇所
		一般的事項	サポーター「ビオトープの会」と協力し、ビオトープの維持管理に努めること。			
		草刈		年1回程度		
		高木剪定	高木2本程度及び滝周りの樹木の整理を行うこと。	随時		
		設備点検	水施設設備のシステム全般の点検を行うこと。	年1回程度		
		池清掃	高圧洗浄、ポンプ、バキュームにより清掃し、汚泥を除去すること。導水管についても管内の洗浄を行うこと。	年1回程度		
		集水桝清掃	池清掃に準ずる。	年1回程度		
		雨水タンク清掃	池清掃に準ずる。	年1回程度		
		水田用防鳥ネット張り	・水田の上に防鳥用のネットを張ること（ネットは支給）。	設置及び撤去　各1回		
	解説板・説明板				9	基
		日常点検	・破損、腐蝕、倒れ、傾き・ぐらつき、塗装の剥離がないか点検し、適宜補修すること。 ・表示不明や落書きがあった場合、速やかに補修すること。	随時		
		補修		随時		
		臨時処理		随時		
便益施設	時計				2	基
		巡回・点検	・時間誤差、調整装置の故障の点検を行うこと。 ・盤面の汚れは速やかに清掃すること。	通年／毎日		
		補修		随時		
	水飲み（身障者用）				11	基
		巡回・点検	・破損、亀裂、漏水、汚れ、排水不良がないか点検し、異常があった場合は補修すること。	通年／毎日		
		補修		随時		
	手洗い場				3	基
		巡回・点検	・破損、亀裂、漏水、汚れ、排水不良がないか点検し、異常があった場合は補修すること。	通年／毎日		
		補修		随時		

管理施設	門・門柱			20	基
	巡回・点検	・破損、腐蝕、ぐらつき、塗装の剥離、油切れ等がないか点検し、異常があった場合は補修すること。	通年／毎日		
	補修		随時		
	柵			約6,300	m
	巡回・点検	・破損、倒れ、腐蝕、ぐらつき・ゆるみ、塗装の剥離がないか点検し、異常があった場合は補修すること。	通年／毎日		
	補修		随時		
	防球ネット			約250	m
	巡回・点検	・破損、腐蝕、ぐらつきがないか点検し、異常があった場合は補修すること。 ・ボールが外に飛び出る隙間がないか確認すること。	通年／毎日		
	補修		随時		
	記念標柱			6	基
	巡回・点検	・破損、腐蝕、倒れ、ぐらつき・ゆるみ、塗装の剥離がないか点検し、異常があった場合は補修を行うこと。	通年／毎日		
	補修		随時		
	車止め			220	基
	巡回・点検	・破損、腐蝕、ぐらつき、塗装の剥離がないか点検し、異常があった場合は補修を行うこと。	通年／毎日		
	補修		随時		
	くず入れ			25	基
管理施設	巡回・点検	・破損、腐蝕、倒れ、ぐらつき、塗装の剥離がないか点検し、異常があった場合は補修を行うこと。 ・ごみの回収を適切に行い、汚れている場合は周辺も含め清掃を行うこと。	通年／毎日		
	補修		随時		
	喫煙コーナー			2	箇所
	巡回・点検	・施設の破損、腐蝕、倒れ、ぐらつき、塗装の剥離がないか点検し、異常があった場合は補修を行うこと。 ・吸いがらの回収を適切に行い、汚れている場合は周辺も含め清掃を行うこと。	通年／毎日		
	補修		随時		
	園名板・掲示板等				

		巡回・点検	・破損、腐蝕、倒れ、傾き・ぐらつき、塗装の剥離がないか点検し、適宜補修すること。 ・表示不明や落書きがあった場合、速やかに補修すること。	通年／毎日		
		補修		随時		
	公園灯				141	基
		巡回・点検	・破損、腐蝕、倒れ、ぐらつき、塗装の剥離がないか点検し、異常があった場合は補修を行うこと。 ・灯具の汚れに注意し、清掃を行うこと。 ・樹木で灯具が隠れている場合は剪定を行うこと。	通年／毎日		
		夜間点灯点検	・夜間の明るさが確保されているか確認すること。 ・不点がないか確認し、あった場合は補修すること。	12回／年		
		補修	・電灯の維持に係る工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会の上、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止すること。 ・地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに区に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、これを補修すること。 ・修理作業後、機能テストを行うこと。	随時		
		臨時処理		随時		
管理施設	雨水桝等		・桝類の格子蓋についた落葉やゴミ等を取り除くこと。 ・桝底に溜まった土砂をしゅんせつすること。 ・土砂をしゅんせつする際に、桝内に吐出しているスクリーンや桝底のステンレスメッシュ等を破損しないよう、十分注意すること。 ・一般排水管及び有孔管に溜まった土砂等を取り除くこと。 ・スクリーンは、取り外した状態で網目や穴に詰まった泥や落葉などを取り除き、水洗いした後、元の位置に取り付けること。 ・特殊フィルターは、管から引き抜いて泥溜めに溜まった土砂を取り除いた後、フィルターに目詰まりした泥等を水でよく洗い流し、元の位置に取り付けること。		260	基
		浚渫		2回／年		
		臨時処理		随時		
	散水栓				6	基

	点検	・破損、腐蝕、漏水がないか点検し、異常があった場合は補修を行うこと。 ・不正使用されないように適切に管理すること。	6回／年		
	補修		随時		
スピーカー					
	点検		通年		
	補修		随時		
コンクリート擁壁				78	m
	巡回・点検	・破損、亀裂、倒れ、ぐらつきがないか点検し、異常があった場合は区担当職員に報告すること。	通年		
	臨時処理		随時		
自然石補修				1,597	m
	巡回・点検	・破損、亀裂、倒れ、ぐらつきがないか点検し、異常があった場合は区担当職員に報告すること。	通年／毎週		
	臨時処理		随時		

災害対策用施設	災害応急対策施設（防災用トイレ）			50	基
	点検	・緊急時に速やかに対応できるよう、訓練を兼ねて全基の組立を行い、点検を行うこと。	1回／年		
	災害応急対策施設（自家発電施設）				
	点検		2回／年		
	緊急地震速報受信設備			1	基

		テスト受信	(1)気象庁から配信される「高度利用者向け緊急地震速報(予報)」に基づき、利用施設にて震度4以上と想定される場合の情報を、利用施設に設置した緊急地震速報受信設備に配信する。 (2)通信回線等の障害状況確認のため、定期的(週1回)にテスト配信を行う。なお、テスト配信の結果は、本区が指定するあて先にメール等にて通知する。 (3)情報受信端末と配信サーバーとの回線監視を行う。 (4)情報受信端末等に障害が発生していることが確認された場合は、本区に連絡する。 (5)保守対応を行う。 (6)年1回の動作試験を行う。 (7)緊急地震速報受信設備の操作方法等についての説明及び応対を行う。 (8)直下型地震及びその他の大災害に伴う混乱、事故、損害等については、本区及び指定管理者の責任において解決するものとする。	1回／週		
		保守点検		随時		
	自動体外式除細動器の設置		(1)構造 バッテリー方式で作動すること。 (2)性能及び機能 ①通電波形は、二相波形式であること。 ②心電図を解析し、除細動の必要可否、操作手順等を音声で誘導する機能を有し、除細動が必要な場合には、自動的に通電エネルギーの充電を開始する機能があること。 ③心電図の解析に伴うボタン操作を必要としないもの。			

	自動体外式除細動器の設置	④自己点検機能(電子回路、バッテリー容量等)を有し、点検が必要な場合における表示機能があること。 ⑤音声メッセージは、日本語であること。 ⑥バッテリーは、充電することなく使用できること。 ⑦バッテリーの容量は、300回以上の除細動ショックまたは、12時間以上の動作が可能なものであること。 (3)質量 4．0kg以下(バッテリー1個含む)であること。 (4)付属品 本体に付属する装置等は、次のとおりとする。 ①バッテリー　1個 ②電極パッド　2組 ③レスキューセット(一方向弁付吸気吹込用具、かみそり、はさみ、手袋及び吸水性布タオル各1個入)　1個 ④表示ステッカー　2枚 ⑤収納ケース　1個 ⑥取扱説明書(日本語)　1部		
水景施設	新宿ナイアガラの滝			落水幅　38m 落差　5m 最大水量20．8t／分
	巡回・点検	・水施設の保守点検については、操作盤の作動・連動・自動制御の状態の確認、ポンプ等の絶縁抵抗値・電流値の測定、電磁弁・各ポンプの動作確認、水施設全体の作動状況の確認、給排水バルブの確認、水施設内の危険物の有無の確認等を行うこと。 ・異常が発見され、緊急性があると判断される場合には、ただちに水施設の運転を停止する等、適切な処置を実施すること。	通年	
	水面清掃	・清掃に先立ち、完全な排水を行うこと。 ・滝の壁面及び池の底は、ごみ、落葉、土砂をすべて取り除き、高圧洗浄車により洗浄すること。	通年	
	躯体洗浄		6回／年	
	ピット清掃	・ピット内のごみ、落葉、土砂を汚泥吸排車によりすべて搬出すること。 ・ピット内の底及び壁面は高圧洗浄車により洗浄すること。	2回／年	

水景施設	新宿白糸の滝			落水幅　35m 落差　2m 最大水量5．2t／分	
	巡回・点検	・水施設の保守点検については、操作盤の作動・連動・自動制御の状態の確認、ポンプ等の絶縁抵抗値・電流値の測定、電磁弁・各ポンプの動作確認、水施設全体の作動状況の確認、給排水バルブの確認、水施設内の危険物の有無の確認等を行うこと。 ・異常が発見され、緊急性があると判断される場合には、ただちに水施設の運転を停止する等、適切な処置を実施すること。	通年		
	水面清掃	・清掃に先立ち、完全な排水を行うこと。 ・滝の壁面及び池の底は、ごみ、落葉、土砂をすべて取り除き、高圧洗浄車により洗浄すること。	通年		
	躯体洗浄		6回／年		
	ピット清掃	・ピット内のごみ、落葉、土砂を汚泥吸排車によりすべて搬出すること。 ・ピット内の底及び壁面は高圧洗浄車により洗浄すること。	2回／年		
遊戯施設	ジャブジャブ池				
	巡回・点検	・循環ポンプ等のメンテナンスは、年1回以上点検を行うこと。	通年		
	開設（準備含む）	・池浸水部の洗浄及び排水は、排水ポンプを稼働させ、高圧洗浄機、デッキブラシ、フロアスクイーザー等によりコケ、土砂等を排除すること。ガラス質の破片等、切り傷のおそれのあるものは、箒やバキュームクリーナー等により除去し、利用者の安全を確保すること。 ・池及び滝RC構造部の洗浄の必要が認められるときは、上の洗浄方法に基づいて行うこと。 ・池の水に混入させた塩素が、殺菌、殺虫効果を発揮するように遊離残留塩素濃度が0.4mg／ℓを下回らないよう、1日5回（例：11時、12時、13時、14時、15時）測定を行い、記録すること。 ・遊離残留塩素濃度の調整は、滝水循環運転時間（コアタイム：12時～15時）は、塩素滅菌剤注入ポンプの注入量調整ダイアルの設定及び同ポンプの入・切により、他の時間は希釈した塩素をジョウロ等で散布する。	約60日		

遊戯施設		監視	・利用者の事故を未然に防止するために、付添者や引率者に以下の事項を随時確認させるとともに、自ら注意するように指導すること。 ア）池の水は飲用水ではないので、飲まないこと。 イ）履物を履いたまま池に入らないこと。 ウ）水着着用を原則とし、下着の場合は新しいものに替えさせること。裸は不可。 エ）幼児に排泄させないこと。紙オムツは着用させないこと。 オ）動物、自転車及び三輪車等を池に入れさせないこと。 カ）ビン・缶及び角張った玩具等を池に入れさせないこと。 ・利用者以外の撮影は行わせないよう、指導すること。	約60日		

④建物管理

分類	作業項目	業務内容	標準作業回数	数量	単位
管理事務所	事務室他	・建物内の清掃作業を適宜行うとともに、ごみの回収・処分を行い、快適な環境の維持に努めること。 ・建築物の床面や窓ガラス等の特別清掃及び害虫駆除については、定期的に行うこと。 ・病害虫防除・消毒の対象は、ダニ・ゴキブリ・チョウバエ・蚊・蚤・ねずみとする。 ・消火器は、常に使用できるよう点検しておくこと。 ・建物の警備内容は以下のとおりとする。 ア）火災・東南及び不良行為の拡大防止 イ）事故発生時における新宿中央公園事務所の秩序保持 ウ）緊急事態発生時の関係先への報告 エ）警備実施事項の報告			
	清掃		通年／随時		
	便所				
	清掃		通年／随時		
	空調機器				
	保守点検		1回／年		
	冷暖房機器				
	保守点検		2回／年		
	病害虫防除・消毒				
	病害虫防除・消毒		1回／年		
	ガス器具				
	保守点検		1回／年		
	建物防犯警備				
	保守		通年		

遊具ハウス	清掃		随時		
	備品整理		随時		
物置	清掃		随時		
	整理		随時		
便所	便所清掃(日常)	①基本管理を参照	2回／日	6	箇所
	便所清掃(日常)		1回／日	1	箇所
	便所清掃(定期)		1回／月	7	箇所
	点検		随時	8	箇所
	補修		随時	8	箇所